

南相馬市既存住宅断熱改修支援事業補助金交付要綱

令和6年7月11日

告示第167号

(趣旨)

第1条 この告示は、本市における脱炭素を推進するため、既存住宅の外皮性能の向上によるエネルギー消費効率の改善を図る者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和4年3月30日環政計発第2203301号）及び南相馬市補助金等の交付等に関する規則（平成18年南相馬市規則第38号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、市が備える住民基本台帳に記録されている者をいう。
- (2) 既存住宅 市内に所在し、居住のみを目的に建築され、店舗、事務所、作業場等の業務の用に供する部分がない戸建住宅をいう。
- (3) 高性能建材 環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（既存住宅の断熱リフォーム支援事業）」に登録されている断熱材、窓及びガラスをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市民
 - (2) 南相馬市税等を滞納していない者
 - (3) 南相馬市暴力団排除条例（平成24年南相馬市条例第23号）第2条第1号に掲げる暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等でない者
- (補助対象要件)

第4条 補助対象経費、交付対象要件及び補助金額は、別表第1のとおりとする。ただし、事業の実施に要する経費のうち、別表第2に掲げる経費は補助対象としない。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）は、既存住宅断熱改修支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 収支予算書（様式第2号）
- (2) 既存住宅断熱改修総括表（様式第3号）
- (3) 明細書【断熱材、窓、ガラス、玄関ドア】（様式第4号の1、様式第4号の2、様式第4号の3及び様式第4号の4）

- (4) 暴力団員等でない旨の誓約書（様式第 5 号）
- (5) 改修予定の建物位置図
- (6) 各階の改修場所を示した施工前の平面図、立面図、求積図及び求積表
- (7) 姿図（ガラスの改修を行う場合のみ）
- (8) 既存住宅の全景、改修を行う窓、玄関ドア等の工事着手前の現況写真（該当箇所のみ）
- (9) 見積書の写し及び設置機器のカタログ等の写し
- (10) 住民票の写し（居住予定を除く）
- (11) 対象住宅の登記事項証明書
- (12) 市税の完納証明書（市税等の滞納がない証明書）
- (13) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第 6 条 規則第 5 条の規定に基づき交付の決定をするときは、既存住宅断熱改修支援事業補助金交付決定通知書（様式第 6 号）により行うものとする。

（計画変更の承認申請）

第 7 条 補助申請者は、補助金交付申請書の内容を変更するとき又は中止するときは、速やかに、既存住宅断熱改修支援事業補助金変更・中止承認申請書（様式第 7 号）を市長に提出しなければならない。

（補助金変更等の決定）

第 8 条 前条の変更の承認申請があったときは、補助金交付の申請と同様の手続きを経て、変更等の決定を、既存住宅断熱改修支援事業補助金変更・中止決定通知書（様式第 8 号）により行うものとする。

（補助金交付決定の取消し）

第 9 条 市長は、補助金の交付決定を受けた補助申請者が提出した書類に偽りその他不正があったと認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、交付した金額の返還を命ずることができる。

（実績報告）

第 10 条 第 6 条に規定する交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、事業が完了したときは、既存住宅断熱改修支援事業補助金実績報告書（様式第 9 号）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 領収書の写し及び領収書内訳書の写し
- (2) 契約書の写し
- (3) 収支精算書（様式第 10 号）
- (4) 実績報告確認写真（様式第 11 号の 1、様式第 11 号の 2、様式第 11 号の 3 及び様式第 11 号の 4）
- (5) 施工証明書（様式第 12 号）
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する実績報告書は、事業完了の日から起算して 1 か月以内又は交付決定の日が属する年度の 2 月 28 日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(補助金交付の請求)

第11条 補助事業者は、前条に規定する実績報告書に併せて既存住宅断熱改修支援事業補助金交付請求書(様式第13号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 規則第14条の規定による確定通知は、既存住宅断熱改修支援事業補助金確定通知書(様式第14号)によるものとする。

(使用状況等の調査協力)

第13条 市長は、補助事業者に対し、補助対象設備の普及に資するデータ等の提供を要請することができる。

(手続代行)

第14条 補助申請者及び補助事業者は、第5条、第7条、第10条及び第11条の手続きについて、施工業者に対して依頼することができる。

(財産処分の管理及び処分)

第15条 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)について、管理するための台帳を備え、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等を市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し(破棄を含む)を行ってはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める期間を経過した場合は、この限りでない。

3 補助事業者は、前項に規定する市長の承認を受けようとするときは、既存住宅断熱改修支援事業補助金財産処分等承認申請書(様式第15号)を市長に提出しなければならない。

4 財産処分に係る承認申請、承認条件その他必要な事務手続きについては、環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について(平成20年5月15日付環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知。)に準じて財産処分の適否を決定し、その結果を既存住宅断熱改修支援事業補助金取得財産処分等(承認・不承認)通知書(様式第16号)により当該補助事業者に通知するものとする。この場合において、財産処分納付金を納付させることを決定したときは、当該納付金の額を併せて通知するものとする。

(証拠書類の整備等)

第16条 補助事業者は、補助金の収支状況を記載した証拠書類を整備し、事業終了年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。ただし、当該保存期間によっては取得財産等について第15条第2項ただし書に規定する期間を経過しない場合は、当該期間を経過するまで関係書類等を保存しなければならない。

2 前項の規定により保管すべき帳簿等のうち、電磁的記録による保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(その他)

第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表第1（第4条関係）

補助対象経費	(1) 環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（既存住宅の断熱リフォーム支援事業）」が公表している補助対象製品の購入費 (2) 補助対象製品の取付費（取付に必要な附帯作業費と部材費を含む。） (3) 補助対象製品の取付・敷設に必要な下地材 (4) 補助対象製品の取付・敷設に伴う解体撤去費（ただし、場内集積までとする。） (5) 補助対象経費を算出するための実測費
交付対象要件	(1) 申請者本人が常時居住する住宅であること。ただし、改修後に居住予定の場合は、改修後に当該住宅に居住した後、住民票の写しを提出すること。 (2) 申請者本人が所有している住宅であること。ただし、改修後に所有予定の場合は、当該住宅を所有後、登記事項証明書の写しを提出すること。 (3) 居間又は主たる居室（就寝を除き日常生活上在室時間が長い居室等）を中心に改修すること。ただし、居間又は主たる居室を含まない改修を行う場合は、エネルギー計算結果早見表（別表第3）に規定する最低改修率の要件を満たしても交付対象としない。 (4) 既存住宅専用住宅の高性能建材（断熱材、窓及びガラス）を用いた断熱改修であること。 (5) 導入する製品については、環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（既存住宅の断熱リフォーム支援事業）」の補助対象製品であること。 (6) 改修する居室等と部位については、エネルギー計算結果早見表（別表第3）に規定する最低改修率の要件を満たすこと。 (7) 導入する断熱材、窓及びガラスは、原則、改修する居室等の外皮部分（外気に接する部分）全てに設置・施工すること。 (8) 断熱材については、部位別の必要な性能値の条件（別表第4）を満たすこと。 (9) 玄関ドアは断熱材、窓又はガラスと同時に改修する場合のみ補助対象とする。 (10) 玄関ドアについては、補助対象となる戸と枠の組合せ（別表第5）の要件を満たすこと。 (11) 玄関外皮が改修対象とする場合は、玄関ドアと一体でない窓・ガラスは改修すること。ただし、玄関ドアと一体不可な開口部

	(袖ガラス、欄間ガラス等)は改修の対象外とする。 (12) 法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJクレジット制度への登録を行わないこと。 (13) 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。
補助金額	対象経費の1/3以内の額とし、交付上限額は120万円とする。ただし、このうち玄関ドアの改修に係る交付上限額は5万円とする。

別表第2

補助対象外経費	(1) 養生費、清掃費、美装費、搬入費及び仮設足場費 (2) 給排水、電気等の設備工事費及び設備機器等の購入費 (3) クロス、外壁サイディング、フローリング等の仕上げ材、網戸・雨戸・シャッター等の窓付属部材 (4) 諸経費、設計費、送料、交通費、廃材処分費、管理費、調査費及び法定外福利費
---------	---

備考

- 金融機関に対する振込手数料は補助対象外とする。
- 消費税及び地方消費税額は補助対象経費外とする。

別表第3 エネルギー計算結果早見表

断熱部位数	組合せ番号	天井	外壁	床	窓・ガラス	最低改修率(%)
4部位	1	天井	外壁	床	窓の改修、ガラスの改修	25
3部位	2	天井	外壁		窓の改修、ガラスの改修	25
	3	天井	外壁	床		25
	4		外壁	床	窓の改修、ガラスの改修	25
	5	天井		床	窓の改修、ガラスの改修	25
2部位	6	天井	外壁			25
	7	天井		床		25
	8	天井			窓の改修、ガラスの改修	25
	9		外壁		窓の改修	40
	10		外壁		ガラスの改修	40
	11		外壁	床		40
	12			床	窓の改修	40
	13			床	ガラスの改修	40
1部位	14				窓の改修	100

注 断熱部位数は、天井、外壁、床、窓・ガラスの項目から断熱改修を実施する部位を数える。

別表第4 部位別の必要な性能値の条件

熱抵抗値 (R値)		
天井	外壁	床
2. 7以上	2. 7以上	2. 2以上

注 熱伝導率 (λ 値) が 0. 0 4 2 以上の断熱材 (グレードがD 4 のもの) は、天井断熱工事に用いる吹込み断熱材のみ対象とする。

別表第5 補助の対象となる戸と枠の組合せ

戸の仕様 枠の仕様	金属製高断熱フラッシュ構造		金属製断熱フラッシュ構造		金属製フラッシュ構造		金属製ハニカムフラッシュ構造		金属製又はその他	
	複層ガラス	ガラスなし	複層ガラス	ガラスなし	複層ガラス	ガラスなし	複層ガラス	ガラスなし	複層ガラス	ガラスなし
金属製熱遮断構造	○	○	○	○	○	○	○	○	対象外	対象外
樹脂と金属の複合材料製	○	○	○	○	○	○	○	○	対象外	対象外
金属製又はその他	○	○	○	○	○	○	○	○	対象外	対象外

備考 玄関ドアの改修する場合は、次のいずれかの要件を満たすこと。

- (1) 熱貫流率が 4. 7 W/ (㎡・K) 以下であること。
- (2) 戸と枠の組合わせが別表第4のとおりであること。
 - ア 市場投入され一般に入手できる製品であること。
 - イ 欄間付き、袖付きは補助対象外とする。